

規 則

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十二号

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県生活科学センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表中「五四〇」を「五五〇」に、「二、六八〇」を「二、七三〇」に、「五七〇」を「五八〇」に、「七八〇」を「七九〇」に、「二〇〇」を「二一〇」に、「四一〇」を「四二〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。